

令和8年度 特別助成事業 「福祉活動特別支援事業」
～活動の始まりを支える助成～
取扱要領

1. 助成対象団体について

県内において社会福祉の推進に取り組む法人で、令和8年4月1日現在において法人格を取得後3年以内または、令和8年度中に法人格を取得する予定の団体を対象とする。（法人格の種類は問わない。）

2. 助成対象事業について

社会福祉の向上を目的とし、かつ、営利を目的としない事業を、助成の対象とする。

ただし、次の各号のいずれかに該当する事業は、助成の対象外とする。

- (1) 社会福祉を目的とするものであっても、単に団体構成員の相互共済のために行われるもの
- (2) 政治、宗教、組合等の運動の手段として行われるもの
- (3) 介護保険制度に係る事業として行われるもの
- (4) その他、助成することが不相当と認められるもの

3. 助成事業の対象期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

※令和8年度内の事業については、遡及して助成対象とする。

4. 助成額について

助成限度額は20万円とする。

5. 助成対象経費について

事業運営に必要となる経費を助成の対象とする。

(例) 賃借費、水道光熱費、謝金、印刷製本費、通信運搬費、旅費交通費、消耗品、備品費 等

ただし、次の経費については助成の対象外とする。

- (1) 人件費、スタッフ・ボランティアの経費、
- (2) 飲食費（利用者に提供するものはこの限りではない）
- (3) 当該団体以外が実施する研修会等に参加するための経費

6. 申請について

令和8年度特別助成事業「福祉活動特別支援事業」申請書を本会事務局まで提出することとする。

申請書の提出期限は、令和8年5月15日（金）までに本会必着とする。

7. 助成決定について

助成決定については、本会での審議を経て、令和8年6月に決定し、助成決定者に対して通知する。

8. その他

本助成事業の決定を受けたものは、本会が定める「助成事業実施の手引き(事務必携)」に基づき、適正な事業の実施と手続きを行うこととする。

9. 問い合わせ先

社会福祉法人 滋賀県共同募金会

〒520-0044 大津市京町4丁目3番28号(滋賀県厚生会館内)

TEL 077-522-4304 MAIL: info@shiga-akaihane.org

HP: <http://www.shiga-akaihane.org/>